

事務連絡
令和4年12月12日

居宅介護（予防）支援事業所
小規模多機能型居宅介護事業所 各位

南知多町厚生部健康介護課

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書等の遅延に関する取り扱いについて

日頃は介護保険行政の適正な運営ならびに介護サービスの提供に格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第64条第1号、第65条の4第2号、第83条の9第1号、及び第85条の2第2号において、被保険者が指定サービスを受ける場合は、あらかじめ市町村に届け出ることが必要とされています。この届出書である居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書、及び（（介護予防）小規模多機能型居宅介護）居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下、「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書等」という。）の届け出が、サービス開始年月日より遅くなった場合の取り扱いについては、下記のとおりとさせていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

記

1. サービス利用開始日を届け出日と同一月まで遡る場合
（例：届出日 12/31、サービス利用開始日 12/1）
欄外に届出が遅れた理由を記入する。
2. 届け出日がサービス利用開始日の翌月となり、月をまたいで遡る場合
（例：届出日 12/1、サービス利用開始日 11/1）※土日や大型連休などによる場合は、要相談
別添「居宅サービス計画作成依頼届出遅延申出書」を全て記入し、添付書類と一緒に提出する。
添付書類（予防の利用者の場合は、次の1～5の代わりとなる書類でよい）
 1. 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書等
 2. 被保険者証
 3. 居宅サービス計画書 1～3 表
 4. 希望する適用開始月のサービス利用票・別表、給付管理票の写し
 5. 契約書の写し
3. 届け出日がサービス利用開始日の翌々月以降となる場合または、事業所として届け出の遅延が複数回発生した場合
本来行うべき利用者へのマネジメント業務が不十分であると判断し、原則、届け出日の月の初日の遡りのみとする。前月までのサービス利用については、介護保険適用を行わない。

【担当：南知多町健康介護課高齢者介護係 電話：0569-65-0711（内線 133・134・135）】

居宅(介護予防) サービス計画作成依頼届出書の遅延に関する申出書

フリガナ		被保険者番号												
被保険者氏名		生年月日	大正・昭和	年	月	日								
住所	〒													
	電話番号													
届出が遅れた理由 (具体的に記入)														
再発防止策														
サービス責任者 所見														

希望する適用開始年月日 <small>(居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書のサービス開始年月日)</small>	令和	年	月	日
---	----	---	---	---

南知多町長

上記の理由により、届出が遅れましたが、被保険者の一時的な負担増を軽減するため、適用開始年月日を遡及していただきたく申し出ます。

なお、遡って現物給付化することに関して、被保険者及びサービス事業者の了解を得ていること、並びに利用者負担及び保険給付の請求方法について十分説明を行い、両者間の調整を図ることを誓約します。

令和 年 月 日

所在地

事業所

名称

担当者氏名

《注意》下記の書類を添付の上、ご提出ください。

- 1 居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書
- 2 被保険者証または資格者証
- 3 居宅サービス計画書第1～第3表または介護予防サービス・支援計画書の写し
- 4 希望する適用開始月までのサービス利用票・利用票別表、給付管理票の写し
- 5 契約書の写し ※契約開始年月日が分かる頁のみで可

受付印

町決裁欄	課長	係長	主査	係